

岩手県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年5月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
 岩手県監査委員 樋下 正信  
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
岩手県消防学校	平成23年2月9日	樋下 正信 工藤 洋子
岩手県立県民生活センター	平成23年2月16日	千葉 康一郎 〃
岩手県福祉総合相談センター	〃	〃 〃
岩手県環境保健研究センター	平成23年2月17日	〃 〃
岩手県精神保健福祉センター	平成23年2月16日	〃 〃
岩手県立杜陵学園	〃	樋下 正信 伊藤 孝次郎
岩手県先端科学技術研究センター	平成23年2月17日	千葉 康一郎 工藤 洋子
岩手県立産業技術短期大学校	平成23年2月9日	樋下 正信 〃
岩手県林業技術センター	〃	〃 〃
北上川上流流域下水道事務所	〃	〃 〃
花巻空港事務所	〃	伊藤 孝次郎
盛岡教育事務所	平成23年2月17日	樋下 正信 伊藤 孝次郎
中部教育事務所	平成23年2月10日	伊藤 孝次郎
岩手県立図書館	平成23年2月16日	千葉 康一郎 工藤 洋子
岩手県立盛岡第一高等学校	平成23年2月17日	樋下 正信 伊藤 孝次郎
岩手県立盛岡第二高等学校	平成23年3月7日	伊藤 孝次郎
岩手県立盛岡第三高等学校	平成23年2月17日	樋下 正信 伊藤 孝次郎
岩手県立盛岡第四高等学校	平成23年2月9日	〃
岩手県立盛岡北高等学校	平成23年2月16日	〃 伊藤 孝次郎
岩手県立盛岡南高等学校	平成23年2月9日	〃 工藤 洋子
岩手県立不来方高等学校	〃	〃 〃
岩手県立杜陵高等学校	平成23年2月17日	〃 伊藤 孝次郎
岩手県立盛岡工業高等学校	平成23年2月10日	〃 工藤 洋子
岩手県立盛岡商業高等学校	平成23年2月16日	千葉 康一郎 〃
岩手県立沼宮内高等学校	平成23年2月10日	樋下 正信 〃
岩手県立平舘高等学校	〃	〃 〃
岩手県立紫波総合高等学校	平成23年2月9日	伊藤 孝次郎
岩手県立花巻北高等学校	〃	〃
岩手県立花巻南高等学校	平成23年2月10日	〃
岩手県立花北青雲高等学校	平成23年2月9日	〃
岩手県立盛岡視覚支援学校	平成23年2月17日	樋下 正信 伊藤 孝次郎

岩手県立盛岡聴覚支援学校	”	千葉 康一郎 工藤 洋子
岩手県立盛岡となん支援学校	平成23年3月8日	伊藤 孝次郎
岩手県立盛岡青松支援学校	平成23年3月7日	”
岩手県立盛岡峰南高等支援学校	平成23年2月17日	千葉 康一郎 工藤 洋子
岩手県立盛岡みたけ支援学校	平成23年2月16日	樋下 正信 伊藤 孝次郎
岩手県立花巻清風支援学校	平成23年2月10日	伊藤 孝次郎

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 岩手県福祉総合相談センター

ア 収入未済額の繰越しに当たり、翌年度の調定済額に繰り越すべき日後相当期間経過してから遡って処理しているものが22件、54,202,576円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 需用費及び役務費の支出に当たり、支出負担行為をしなかったため当該年度に支払われていないものが2件、59,346円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

ウ 旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、35,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

エ 扶助費の支出に当たり、支出すべき金額より少なく支出しているものが3件、111,690円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。

。

(2) 岩手県立盛岡第三高等学校 産業廃棄物の処理費用の支出に当たり、委託料で支出すべきところ役務費で支出しているものが1件、91,770円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 岩手県立盛岡第四高等学校 勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、56,551円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 岩手県立盛岡南高等学校 教員特殊業務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが12件、115,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 岩手県立平舘高等学校 期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、107,426円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(6) 岩手県立花巻南高等学校 教育実習生の受入れに伴う収入金の収納に当たり、収納方法を誤っているものが3件、35,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(7) 岩手県立盛岡となん支援学校 赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、67,180円あったので、適正な事務の執行に努められたい。